

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年4月4日

**【会社名】** 日本ライトン株式会社

**【英訳名】** LITE-ON JAPAN LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員 又川鉄男

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区外神田二丁目16番2号

**【電話番号】** 03-3258-6501

**【事務連絡者氏名】** 管理部長 小野美穂

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区外神田二丁目16番2号

**【電話番号】** 03-3258-6501

**【事務連絡者氏名】** 管理部長 小野美穂

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円 総額 24,902,460円

ロ 効力発生日

平成29年3月31日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

(1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値の向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

そのため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2)機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とし、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするための規定の新設等を行うものであります。

(3)その他上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、又川鉄男、李友裕、陳廣中、莊遠平を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、坂本幸雄、横伸二、加藤雅朗を選任する。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、陳碧華を選任する。

#### 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額110百万円以内と定める。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額の設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	95,768	517	0	(注)1	可決 95.25
第2号議案 定款一部変更の件	96,161	124	0	(注)2	可決 95.64

第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）4名選任 の件						
又川 鉄男	95,535	750	0	(注)3	可決	95.02
李 友裕	95,528	757	0		可決	95.01
陳 廣中	95,536	749	0		可決	95.02
莊 遠平	95,531	754	0		可決	95.02
第4号議案 監査等委員である取締役3 名選任の件						
坂本 幸雄	95,794	491	0	(注)3	可決	95.28
横 伸二	95,788	497	0		可決	95.27
加藤 雅朗	95,788	497	0		可決	95.27
第5号議案 補欠の監査等委員である取 締役1名選任の件						
陳 碧華	95,789	493	0	(注)3	可決	95.27
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額 の設定の件	95,521	764	0	(注)3	可決	95.01
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬額の設定の件	95,766	519	0	(注)3	可決	95.25

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。